

東淀川区西部地域バリアフリーまちづくり協議会
新大阪駅東口まちづくり部会規約

(設置)

第1条 東淀川区西部地域バリアフリーまちづくり協議会(以下「協議会」という。)に新大阪駅東口まちづくり部会(以下「部会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 この部会は、協議会で提案されたバリアフリーまちづくり構想におけるまちづくりテーマを踏まえ、「新大阪駅東口の東淀川区の玄関口にふさわしいまちづくり」、「人権を尊重するひとにやさしいまちづくり」などを実現するため、関係者間で具体的な取組みをまとめ、協議会へ提案することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 部会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 課題整理や関連情報などの収集整理
- (2) 市営住宅配置計画や市有地等処分後のまちづくりの方向性の提案
- (3) 取組みの企画や実現に向けた協議会や関係者との連絡調整
- (4) 前各号に掲げるもののほか、部会の運営や目的の達成に必要な事項

(組織構成)

第4条 部会員は、学識経験者及び別表に掲げる団体が指定する者をもって組織する。

2 学識経験者は、協議会会長が指名する。

(施行の細目)

第5条 この規約に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は部会において定める。

附 則

この規約は、平成29年3月30日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年7月14日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年11月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 区分 | 団体 |
|-----------|--------------|
| 学識 経験者 | |
| 地権者 | 一般財団法人日之出会 |
| | 阪急電鉄株式会社 |
| | 市民局 契約管財局 |
| 地域 | 西淡路地域活動協議会 |
| | 啓発地域活動協議会 |
| 行政 | 都市整備局 |
| | 計画調整局 |
| | 東淀川区役所 |
| 事務局 | 東淀川区役所 |